帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

膠原病患者は、多くの人が膠原病を若い時に発症し、免疫抑制治療を受けるので、帯状疱疹を発症する人が多く、何回も繰り返す人もいる。 帯状疱疹の病気の特徴としては、皮膚上に現れる水ぶくれを伴う赤い発疹と、その部 位の神経に沿って眠れないほどの激しい痛みを伴うことがあげられる。 この帯状疱疹の発症を予防するためには、ワクチン接種が有効とされているが、費用 が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。 また、皮膚病変が治癒した後に疼痛が続く「帯状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症や、 角膜炎、顔面神経麻痺、難聴やめまいなどを引き起こし、目や耳に障がいが残ることも ある。 よって、国におかれては、一定の年齢以上の国民に対する帯状疱疹ワクチンの有効性 を早急に確認し、接種に係る助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を講じる よう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月14日

島根県議会

放課後児童クラブの充実を求める意見書

少子化、人口減少に歯止めがかからず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最 多 になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻化する中、令和5年4月には、こども施策を総合 的に進めていくため、こども基本法の施行及びこども家庭庁の創設が行われた。 また、1 2月には「こども未来戦略」が閣議決定され、少子化対策のための様々な取組や予算等を掲 げる中で、放課後児童クラブの充実については、常勤職員配置の改善などが示されたところ である。 現代のこどもは、様々な制約の中での生活を強いられている。昔は学校が終われ ば、 こどもたち同士声を掛け合って自由に遊び、守られた環境で家に帰るまでの時間を過 ごすことができていたが、今ではこのような場所や時間はどんどん少なくなっている。こう した中、放課後児童クラブは、放課後に学年の異なるこどもたちが一緒に生活する中で、社 会の様々なルールなどを身につけるとともに、こどもの主体性や創造性を育む重要な居場 所となっている。また、核家族化が進み、女性の就業率が伸び続ける中、放課後児童クラブ の需要は増加する一方であり、近年では多様化する利用ニーズへの対応も求められるよう になってきている。こどもを生み育てやすい社会をつくるためには、 保育所の卒園後、学 童期においても子育てと仕事を両立できる環境を整えることが急務 であり、放課後児童ク ラブの役割はますます大きくなっている。 このような放課後児童クラブの重要性を認識さ れ、更なる安定的な運営や保育環境の 充実を図るため、下記事項を実現されるよう強く要 望する。

記

- 1. 放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と処遇の改善 放課後児童クラブを支える支援員は、平日夕方からの短時間勤務が主であり、また 給与についても概して低い水準にあることから、十分な人員確保や定着が困難となっており、施設の運営悪化や待機児童の発生等に繋がっている。 放課後児童支援員の確保・定着に向けて、処遇改善や働きやすい環境の整備を進め ることができるよう、補助基準額の増額など財政支援を更に充実させること。
- 2. 放課後児童クラブを開設・運営しやすい支援制度の充実

施設整備について、国の補助基準額の増額や保育所等の社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡充、保育所に放課後児童クラブを併設する場合の補助制度創設などの支援を行うこと。また、開設後の改修・修繕にも柔軟に対応できるよう、支援制度を充実させること。

運営費支援について、実績による精算方式ではなく、積立等により次年度以降の人 件費や修繕、備品購入など事業の充実に活用できる仕組みとなるよう、見直しを行う こと。また、保育所の人材や利用されていない保育室などを使った小規模の預かりへ の支援を充実し、持続的な運営が可能となるよう、見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 6 年3月14日

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

食料品など生活必需品の値上がりが続くなか、消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。 物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活は、より厳しいものとなっている。

コロナの感染拡大が始まった 2020 年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきた。日本も 2023 年の最低賃金改定で「過去最高の引き上げ」をしたが、世界の水準には届いていない。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、 賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の大幅 な引き上げと地域間格差の是正がこれまで以上に重要となってくる。

2023 年 10 月に改定された地域別最低賃金は、最高の東京で時給 1,113 円、島根県では 904 円、最も低い県では 893 円に過ぎない。毎日 8 時間働いても年収で 175 万円程度であり、最低賃金法第 9 条第 3 項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。 さらに地域別であるがゆえに、島根県と東京都では、同じ仕事でも時給で 209 円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経 済の疲弊につながっている。

世界の最低賃金制度は、全国一律が主流であるのに対して、日本の最低賃金は都道 府県ごとに分けられ、主要国の中で最低水準となっている。日本でも大胆な財政出動 を行い、公正取引ルールを構築するなど具体的な中小企業支援策を実施し、最低賃金を確実に引き上げられるよう、環境を整備していく必要がある。 以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をめざし、地域間格差の是正をはかること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を 抜本的に拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月14日

島根県議会

価格転嫁対策の円滑な実施と実効性確保を求める意見書

島根県の規模別の企業割合は、99.9%が中小企業であり、そのうち 86.8%が小規模 企業となっています。また、規模別の常用雇用者数の割合は、92.5%が中小企業です。 中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域経済・社会の支え役となっていますが、原材料高・物価高が重なり厳しい状況に置かれる中で、人手不足、最低賃金をはじめとする賃上げの機運など、取り巻く環境は、まさに大きな 変革期の中にあります。

政府と公正取引委員会は 2023 年 11 月、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する 指針」(以下「労務費転嫁のガイドライン」という)を公表しました。一方、中小企業等で は価格転嫁を持ち出すと今後の取引関係に悪影響を及ぼす懸念があること等を背景に、特 に労務費転嫁を自社で吸収するといった商習慣もあり、価格転嫁が困 難な要因の一つとな っています。原材料費等の高騰による商品の価格改定が進む中で、依然として労務費の転嫁 率が 30.0% (中央値)と進まない現状において、この「労務 費転嫁のガイドライン」の実 効性が中小企業の持続的な賃上げを左右します。

よって本議会は、「労務費転嫁のガイドライン」が契機となり、より実効的な価格転 嫁対策が実施され適切な取引につながるよう、国に対し、下記の点について要望します。

記

- 1 サプライチェーンの上流から下流へと全体に波及し、賃上げの原資とすることを目標に、「労務費転嫁のガイドライン」を各省庁から関係団体に通知を行い、政府全体で周知徹底 を実施すること。
- 2 「労務費転嫁のガイドライン」の運用状況を確認し、立場の弱い中小企業等が労務費を 価格交渉の場に出すことができているか綿密なフォローアップを行うこと。できていな い場合は改善すべき点を洗い出し、具体的な支援策を講ずること。
- 3 多重下請業者や個人事業主及びフリーランス、また映像コンテンツ業界や運送業界等、 特に労務費転嫁が困難であるといわれている業態・業界の状況把握を行い つつ、価格転 嫁が困難である原因を分析し、施行される「フリーランス・事業者 間取引適正化等法」 と合わせて対策を講ずること。
- 4 労務費をはじめ、原材料費・エネルギー費等の転嫁状況を把握するため、引き続き無作 為アンケートや個別のヒアリング等を実施し、適時適切な公表を継続する こと。
- 5 公正取引委員会や下請Gメン等の人員の強化を行うこと。とりわけ一部の地域が取り残されないよう、地方での価格転嫁対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年3月14日

島根県議会